公益社団法人日本語教育学会
監事監査規程

制　　定　2013 年 3 月 2 日
2012 年度第 4 回理事会

第１章　総則

（目的）

第1条　この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めるものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは、この規程による。

（基本理念）

第2条　監事は、本学会の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本学会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職能）

第3条　監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

（業務・財産調査権）

第4条　監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本学会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）

第5条　監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第２章　監査の実施

（監査事項）

第6条　監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(1) 稟議書等重要な文書

(2) 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
(3) 本学会と理事との競合取引又は利益相反取引
(4) 財産の状況
(5) 決算方針及び決算期の計算書類等
(6) 代議員総会に提出すべき議案及び書類
(7) その他監事が監査上必要とする事項

（会議への出席）

第7条　監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2　監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第３章　監事の意見陳述等

（理事会に対する意見陳述義務）

第8条　監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が、法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれのあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、理事会に意見を述べなければならない。

2　監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3　監事は、業務の執行に当たり本学会の業務の適正な運営・合理化等又は本学会の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べなければならない。

（差止め請求）

第9条　監事は、理事が本学会の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これにより本学会に著しい損害を生じるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求する。

（理事等の報告義務に対する措置）

第10条　監事は、理事から著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第11条　監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求める。

2　監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

（代議員総会への報告）

第12条　監事は、代議員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には代議員総会に報告する。

（代議員総会における説明義務）

第13条　監事は、代議員総会において代議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

（監事の任免）

第14条　監事は、その選任及び解任について、代議員総会において意見を述べることができる。

第４章　監査の報告

（計算書類等の監査）

第15条　監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）

第16条　監事は、日常の監査を踏まえ、第 15 条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2　前項の監査報告者には、作成年月日を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3　監事は、前項の監査報告書を理事に提出する。

第５章　訴訟提起等

（訴訟提起等に関する事項）

第17条　監事は、自ら理事の責任を追及する必要があるとき、又は代議員から理事の責任を追及する訴えの提起の請求があった場合において、その請求に正当な理由があり、かつ、本学会の利益保護のため必要があるときは、本学会を代表して訴えを提起する。

2　監事は、前項のほか、代議員総会の決議取消しの訴えその他の訴訟の提起をすることができる。

3　監事は、理事が本学会に対し代議員総会決議取消しの訴えその他の訴訟の提起をしたときは、本学会を代表する。

第６章　雑則

（監査の費用）

第18条　監事は、職務執行のため必要と認める費用を本学会に対して請求することができる。

（改廃）

第19条　この規程の改廃は、監事全員の合意を得たあと、理事会の意見を聴取した上で確定する。

附　則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（2013 年 4 月 1 日）から施行する。